

平成 12 年度原子力委員会委託調査について(案)

平成 12 年 11 月 7 日
原子力局原子力調査室

委託調査名	委託先	委託額 [百万]	調 査 概 要
原子力損害賠償制度 に関する調査 (参考 1)	未定	未定	原子力損害賠償を巡る国際的枠組及び関連する国内制度のあり方について情報を収集・分析する。
世界の原子力事情に 関する調査(参考 2)	未定	未定	随時委員会活動に利用できる、諸外国の原子力・エネルギー動向に係るデータベースを整備する。

原子力損害賠償制度に関する調査（案）

平成 12 年 11 月
科 学 技 術 庁
外 務 省

1. 事業の必要性

平成 10 年 12 月 7 日に原子力委員会に提出された原子力損害賠償制度専門部会報告書及びこれを受けた原子力委員会決定を踏まえ、賠償措置額を 600 億円に引上げること等を内容とする原賠法改正が行われ、平成 12 年 1 月より施行されているが、専門部会報告書において中長期的検討課題とされた原子力損害賠償に関する国際的枠組に関する問題から国内的な制度の在り方の問題にまで亘る諸点について、今後引続き、具体的検討を進めるることが必要である。このため、関係する分野の専門家を含めた検討を行うために委託調査を行うこととする。

2. 委託予定額： 未定

3. 委託予定先： 未定

4. 調査内容

- ① 核燃料物質等の国際輸送における損害賠償法制の整理及び原子力損害賠償に関する国際的枠組に関する調査
- ② 上記調査を踏まえ、国内原子力損害賠償制度に関する検討課題について調査

世界の原子力事情に関する調査(案)

平成12年11月

科学技術庁

1. 事業の必要性

近年の諸外国における原子力研究開発利用は、各国個別の事情により多種多様である。欧州では、原子力発電所の新增設は停滞傾向にあり、また、脱原子力を政策として進める国々もある一方で、仏国など積極的に原子力の開発研究を進める国々も存在する。アメリカでは、ここ20年近く原子力発電所の新規発注はないが、原子力エネルギー研究イニシャティブ(NERI)の予算化など、原子力研究開発復活の兆しが見え始めている。アジア地域では、原子力発電所を所有する国、および原子力発電の導入計画を持つ国は少数ではあるが、放射線の産業への応用は、アジア地域で広く行われ、国民の生活の向上に寄与している。

このように各国固有の事情により、原子力研究開発利用への取組は様々であるところ、各国の原子力事情を迅速かつ正確に把握することは、我が国の原子力政策の審議にとって必要不可欠である。

2. 委託予定額: 未定

3. 委託予定先: 未定

4. 調査内容

(1) 対象国: 原子力発電所所有国、過去に所有していた国、計画を持つ国

(2) 調査事項: 以下の諸点につきデータベースを作成

1. エネルギー政策、原子力政策
2. 原子力行政体制
3. 基礎統計(一次エネルギー需給、発電容量、発電電力量など)
4. 原子力のエネルギー利用(発電所、核燃料サイクル、放射性廃棄物処理処分等)
5. 原子力研究開発(高速炉、先進サイクル、核融合など)
6. 放射線利用
7. 温室効果ガスの排出削減対策とこれに関連する原子力発電の位置づけ
8. 新エネルギーの開発導入計画

(3) 調査に当たっての注意事項

1. 関係省庁、機関間で保有する情報を相互に有効活用するため、原子力委員会事務局が中心となって定期的な情報交換のために連絡会を開催する。
2. 統計データは定期的に改訂するとともに、新しい情報を随時データベースに加える。